

茨木市立男女共生センターローズWAM講座等開催時における一時保育 実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立男女共生センターローズWAM（以下「センター」という。）において実施する講座及び事業（以下「講座等」という。）の開催時における幼児の一時保育（以下「一時保育」という。）を実施することにより、子育て中の市民の社会参加を促進することを目的とする。

(対象者)

第2 一時保育の対象者は、第3に規定する講座等に参加し、又はこれに従事する保護者が養育する満1歳から小学校就学前までの幼児とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する幼児を一時保育の対象者としなない。

(1) 感染症等の疾患があると認められたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(対象となる講座等)

第3 一時保育の対象となる講座等は、次に掲げるものとする。

(1) センターが主催する講座等

(2) 茨木市が主催する講座等

(3) センターの関係団体及び自主サークルが主催する講座等

(4) 第6の規定により登録を受けた一時保育利用団体が主催する講座等

(利用定員)

第4 一時保育の利用定員は、講座等1回当たり10人以内とする。

(利用日時等)

第5 一時保育が利用できる時間は、センターの開所日の午前9時から午後9時30分までとする。

2 一時保育の利用時間が連続して3時間を超える場合は、幼児の体調管理のため、利用3時間につき途中1回30分以上の中断を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、一時保育の利用日時を変更することができる。

(一時保育利用団体の登録)

第6 一時保育利用団体として登録を受けようとする団体は、茨木市立男女共生センター一時保育利用団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた団体は、登録内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の申請)

第7 一時保育を利用しようとする講座等の主催者（以下「主催者」という。）は、講座等開催日の7日（休所日を除く。）前までに、市長に一時保育利用申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(利用の承認)

第8 市長は、第7の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた主催者について利用を承認するものとする。ただし、定員を超える場合については、承認しないことができる。

(変更等の届出)

第9 第8の規定により利用の承認を受けた主催者は、申請内容に変更が生じたときは利用する日の7日（休所日を除く。）前までに、一時保育の利用を辞退しようとするときは速やかに市長に届け出なければならない。ただし、一時保育を利用する時間及び当該一時保育のサービスを受ける幼児の合計人数は、変更できないものとする。

(実費徴収金)

第10 市長は、一時保育のサービスを受ける幼児の保護者（第3項において「保護者」という。）から、実費として当該一時保育に必要とする費用を、当該幼児が一時保育のサービスを受ける時に徴収する。

2 前項の実費徴収金は、講座等の開催設定時間及び実際に保育を必要とする時間によるものとし、幼児1人当たり、最初の1時間が100円、以後30分ごとに50円を加算した額とする。

3 既納の実費徴収金は、還付しない。ただし、主催者又は保護者の責めによらない理由により一時保育を利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(託児担当員)

第11 一時保育に従事する託児担当員は、保育士資格を有する者又は保育活動経験者とする。

(指示)

第12 市長は、一時保育の利用に対し、必要な指示をすることができる。

(利用の取消し等)

第13 市長は、一時保育の利用の承認を受けようとする主催者あるいは受けた主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をせず、若しくは利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 一時保育の利用について、管理上必要な指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が不適切と認めたとき。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、一時保育の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 次の各号に掲げる施設における一時保育の利用の申請及び承認並びにこれらに関し必要な手続その他の準備行為は、当該各号に定める日以後この要綱の実施前においても行うことができる。

(1) ワムホール及びローズホール 平成21年7月1日

(2) ワムホール及びローズホール以外の施設 平成21年9月1日

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱による改正後の茨木市立男女共生センターローズWAM講座等開催時における一時保育実施要綱（以下この項において「新要綱」という。）第6第1項に規定する一時保育利用団体の登録の申請手続その他新要綱を実施するために必要な準備行為は、新要綱の相当規定において行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市立男女共生センターローズWAMの講座等開催時における一時保育実施要綱によって定められていた様式による申請等があった場合には、当分の間、所要の調整を行い、使用を妨げないものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市立男女共生センターローズWAMの講座等開催時における一時保育実施要綱によって定められていた様式による申請等があった場合には、当分の間、所要の調整を行い、使用を妨げないものとする。

茨木市立男女共生センター一時保育利用団体登録申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

茨木市立男女共生センター一時保育利用団体の登録について、次のとおり申請します。

団体の名称	フリガナ
代表者の氏名	フリガナ
代表者の住所	フリガナ
	〒 ー 茨木市
代表者連絡先	自宅／
	携帯／
設立年月日	年 月 日
活動目的	
活動内容	
備考	

受付印

※ 活動目的・活動内容は、詳しく記入してください。

※ 登録内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに届け出てください。

受付印

一時保育利用申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

申 請 者			
団 体 名			
代 表 者		電話番号	
提 出 者		電話番号	

次のとおり利用の申請をします。

利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)
利用施設(室名)	
施設の利用時間	※24時間表記で記入してください。 から まで
一時保育の 利用時間	※24時間表記で記入してください。 から まで

保育幼児名簿（満1歳から小学校就学前まで）

No.	幼児氏名 (カタカナ)	歳・か月	体温 (当日記入)	保護者氏名 (カタカナ)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計人数					人

受付者	/	
-----	---	--

- 1 対象児は、満1歳から小学校就学前までです。
- 2 申請・変更については、利用日の7日前の午後5時まで受け付けます。
※休所日（火曜日）・臨時休所日・年末年始休所期間（12/28～翌年1/4）を除いた7日前までです。
※変更の場合は、ローズWAMの事務所窓口へ申請書を再提出してください。
- 3 利用を辞退するときは、速やかにローズWAMの事務所に連絡してください。
- 4 3時間を超える一時保育の場合は、ローズWAMの事務所にご相談ください。